

東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例（平成四年東京都条例第百五十八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条（現行のとおり） （組織） 第二条 協議会は、知事及び次に掲げる者につき知事が委嘱する委員六十人以内で組織する。 一 及び二（現行のとおり） 三 次に掲げる関係地方行政機関の長 イから八まで（現行のとおり） 二（現行のとおり） 四（現行のとおり） 第三条から第五条まで（現行のとおり）	第一条（略） （組織） 第二条 協議会は、知事及び次に掲げる者につき知事が委嘱する委員六十人で組織する。 一 及び二（略） 三 次に掲げる関係地方行政機関の長 イから八まで（略） 二 <u>東京郵政局</u> ホ（略） 四（略） 第三条から第五条まで（略）